

研究事業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年7月30日

認知症介護研究・研修仙台センター

1 基本方針

(1) 基本方針

1) 基本方針

認知症介護研究・研修仙台センター（以下「センター」という。）新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応方針、及び新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに定めるところに従い、新型コロナウイルス感染症対策として求められる行動を適切に実施することを基本方針とする。

2) 研究事業の実施に際する配慮・留意事項

研究事業の実施、個々の研究活動にあたっては、感染防止対策を徹底することはもとより、感染の不安への配慮、風評被害・差別等の発生防止に十分留意する。

3) 状況変化への対応

感染者発生その他の状況により、センターの営業及び実施する事業全体を休止・制限等する場合は、センター全体の運用に従う。

(2) 具体的な基準等

研究事業及び個々の研究活動の実施に際し、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）において、研究活動の基準となる事項、具体的な研究活動の可否・制限、他事業・他機関・他規定等との関係、及びその他必要な事項について定める。

2 研究活動の基準となる事項

(1) 研究活動の水準・内容における基準設定

1) 原則として参照する基準

研究・教育機関としてのセンターの性質を踏まえ、またセンターにおいて主に研究責任者となる職員は学校法人梅檀学園東北福祉大学（以下「東北福祉大学」という。）の教員でもあること、センターが同大キャンパス内にあること等を踏まえ、センターにおける研究活動の水準・内容については、原則として東北福祉大学における対応に準ずることとする。具体的には、以下のように取扱う。

2) 具体的な取扱い

①「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における東北福祉大学の行動指

針」が定め順次更新する「警戒カテゴリー」及び「具体的な行動指針」に準じた水準・内容で研究活動を実施する（これらの区分については本ガイドライン末尾に示す）。ただし、大学における感染者発生等、大学にセンターと直接の関連性がない特有の状況が生じたことに伴う水準変更があった場合を除く。

- ②センターにおいて感染者が発生する等、センターの方がより強い制限を要する状況となった場合は、センターの新型コロナウイルス感染症対策委員会に諮り、センター長の決裁を経た上で、センターの研究活動における制限水準・内容を、研究部より各研究事業の責任者に対して別に示すこととする。
- ③東北福祉大学研究倫理委員会が示す、研究活動の取り扱いに準じた内容・方法で研究活動を実施する。ただし、倫理審査の時期・方法等については、センターにおける運用方法に従うこととする。
- ④海外への渡航の可否、帰国後の経過観察等の方法、海外からの研究者等の招聘についても、当該時点での東北福祉大学における取扱いに準ずる。

3) 他に参照する基準等

上記2)に掲げるものの他、「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」（令和2年5月14日文科科学省）をはじめとする、文科科学省及び厚生労働省が大学その他の研究機関向けに発出する通知・事務連絡等を適時適切に参照し、必要に応じて本ガイドラインを改訂するとともに、「3 具体的な研究活動の可否・制限」に示す方法でセンターにおける研究活動に反映させることとする。なお、本ガイドライン策定・改訂時に参照した通知等の一覧を本ガイドライン末尾に示す。

3 具体的な研究活動の可否・制限

(1) 基本事項

1) 研究活動全般における順守事項

- ①感染終息時を除き、研究活動の全般において、一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底、勤務体制・事務手続きにおける配慮の実施、及びセンター施設・設備利用時の感染予防策の徹底を励行する。
- ②これらの感染予防策については、センター新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応方針及び新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づいて実施することとする。

2) 状況変化時の対応

- ①研究活動に関連して感染者・感染疑い者・濃厚接触者等が発生した場合、感染拡大・再流行や緊急事態宣言等の発令の状況変化が生じた場合の対

応については、センター新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応方針及び新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに準ずる。また、関係機関・者への報告・協議等を遅滞・遺漏なく行うこととする。

②感染者発生その他の状況により、センターの営業及び実施する事業全体を休止・制限等する場合はセンター全体の運用に従うが、下記において対応を要する場合、在宅勤務の体制を整える等当該状況下で可能な範囲の体制を整備して対応することとし、必要に応じて関係機関等に周知することとする。

- ・ 進行中及び予定されている研究事業に関する連絡・問い合わせ対応等
- ・ 研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備、情報システム等）及びそれに類する設備等の稼働・維持・管理
- ・ 研究活動を継続する上での各種安全確保対策
- ・ その他法令等の義務の順守等に必要な対応

(2) 研究事業ごとの取扱い

1) 倫理審査による承認

センターが実施する研究事業において、適切な感染防止策の実行が求められる行為を含む研究活動、その他感染症対策上の配慮を要する研究活動が予定される場合、あらかじめ倫理審査申請書にその内容と対策を明記して申請することとする。各研究事業の責任者は、承認を受けた時期・内容・方法等の範囲で研究活動を実施することとする。

2) 申請・審査の対象

①適切な感染防止策の実行が求められる行為とは、具体的には次のような行為を指す。

- ・ 対面によるインタビュー
- ・ 身体接触を伴う測定
- ・ 大人数を一室に集めて行う調査やワークショップ
- ・ いわゆる3密（密閉空間、密集場所、密接場面）が回避できない委員会等の会議
- ・ 唾液、粘膜細胞、呼気等のウイルスが含まれる可能性がある検体の採取
- ・ その他、いわゆるソーシャル・ディスタンスの確保、3密の回避、衛生管理等の感染防止策の実行が困難な行為

②倫理審査申請書に記載する「対策」には、感染防止策及び代替策（状況に合わせた選択肢の提示も可）のほか、事業内容の延期・縮小もしくは中止に関するものを含むものとする。

3) 申請後の手続き

①申請内容に対して「2 研究活動の基準となる事項」に示す内容を踏まえ

て倫理審査小委員会にて審査を行う。

- ②倫理審査小委員会で判断しがたい場合は、倫理審査委員会に諮ることとする。
- ③研究協力者に対しては、倫理審査委員会において承認を受けた時期・内容・方法等の範囲で研究活動を実施することを、協力を求める際に説明することとする。その上で、新型コロナウイルスへの感染の不安を理由とした協力の拒否・同意取消（撤回）を妨げることがないよう徹底することとする。

4) 承認後の状況変化時等の対応

- ①研究事業の途中で上記1) 及び2) に示すものと同様の行為が新たに予想された場合、及び一旦承認を受けた後、感染拡大・再流行や緊急事態宣言等の発令の状況変化が生じ承認された範囲より強い制限を要する事態が生じた場合は、各研究事業の責任者は遅滞・遺漏なく倫理審査委員会事務局に申し出ることとし、倫理審査委員会事務局は適宜倫理審査小委員会に諮ることとする。
- ②研究事業の責任者からの申し出がなくとも、承認された範囲より強い研究活動の制限を要する事態が生じたことが倫理審査委員会事務局もしくは研究部により確認された場合は、研究部が「2 研究活動の基準となる事項」に基づいて必要な制限・水準を定め、倫理審査委員会事務局は、各研究事業の責任者に通知した上で倫理審査小委員会に諮ることとする。
- ③流行収束などにより、承認後に研究活動上の制限を緩めることが可能となった場合、各研究事業の責任者の申し出により、倫理審査委員会事務局を通じて倫理審査小委員会に諮ることができることとする。
- ④研究事業の責任者からの申し出がなくとも、倫理審査小委員会の承認後に感染防止策の実行が困難な行為が倫理審査委員会事務局もしくは研究部により関知された場合は、各研究事業責任者に通知した上で、倫理審査小委員会に諮ることとする。

5) 事業の延期・中止等

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、各研究事業において定められた実施期間内に事業完了が見込めない、もしくは事業を中止せざるを得ない状況となった場合、各研究事業の責任者は、遅滞・遺漏なく各研究費制度の担当機関に相談するとともに、研究部に報告することとする。
- ②上記①における担当機関とは、競争的資金によるものについては資金配分機関（厚生労働省老健局、日本学術振興会、日本医療研究開発機構等）、運営事業費によるものについてはセンター事務部のことを指すものとする。

- ③上記①に該当する場合、各研究事業の責任者は、各研究事業の延期・中止に関する共同研究者、研究協力者への報告・相談等を、遺漏なく行うこととする。
- ④倫理審査申請時に研究延期・中止時の取扱いを定めている場合は、その内容に従った対処（研究データの廃棄・返還、研究協力者への報告等）を研究事業ごとに実施することとする。

4 他事業・他機関・他規定等との関係

(1) センターが実施する研修その他の事業との関係

センターが実施する研修その他の事業（イベント、セミナー等）に伴う、または研修その他の事業を伴う研究事業における研究活動については、センター新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応方針、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、研修事業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、及びイベント等開催における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインにおいて研修その他の事業について定めるところに従う。また、補助・代替手段として Web 会議ツールの積極活用をはかることとする。

(2) 他機関・他規定等との関係

1) 比較考量

- ①センター以外の機関において実施する、またはセンター以外の機関に所属する者が研究協力者となる研究活動においては、当該機関が定める方針・規定等とセンターが定めるもののうち、より制限の強いものを基準とする。
- ②上記①における対象機関・対象者に対しては、研究事業等の実施に際し必要に応じて本ガイドラインを提示することとする。

2) 類比事項

- ①上記1)については、センター所在地である仙台市・宮城県と当該機関所在地の自治体が要請・指示する対応間の関係についても同様とする。
- ②上記1)及び本項①については、他機関との往来に関しても、同様に判断することとする。
- ③上記1)及び本項①②については、センター職員が他機関の実施する研究事業に参画する場合においても同様とする。

5 その他

(1) 例外事項

本方針に定めのない事項については、都度センターの新型コロナウイルス感染症対策委員会に諮り、必要に応じてセンター内関係部署の長と協議の上

決定する。

(2) 本ガイドラインに関する事務

本ガイドラインに関する事務は、研究部（研究事業室及び研究部長）が所掌する。

附則

本ガイドラインは、令和2年5月29日から施行する。

令和2年7月30日改正。

【参考】東北福祉大学が示す警戒カテゴリー及び具体的な行動指針

(最新の情報は同大ウェブサイト <https://www.tfu.ac.jp/> に掲載)

[警戒カテゴリーの区分]

カテゴリー	定義
A (要注意)	市中等において、感染の危険性の疑いがある状況が見られる(大幅に減少した)場合
B (警戒)	市中等において、感染の拡大傾向が見られ、今後感染拡大が高い状態で推移すると予想される場合、学生及び教職員に一部行動自粛の要請をする場合 など
C (警戒<高度>)	国や自治体から、国民等に対して緊急要請が行われた場合、学生及びキャンパス内の部局及び関連施設で感染の疑いがある症状等の報告があった場合 など。
D (緊急)	国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休校の要請が行われた場合、学生及びキャンパス内の部局及び関連施設で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合 など。

[具体的な行動指針] ※センターの研究活動関係種別にアンダーライン

種別	レベル	概要
<u>1. 講義・授業・演習、実験・実習</u>	レベル 0	通常通り
	レベル 1	感染防止に留意する。対面授業の制限、スクール形式授業の実施、オンライン授業の推奨
	レベル 2	感染拡大防止措置を講ずる。対面授業の禁止(但し、止むを得ない事情がある場合は要相談)、オンライン授業の活用
	レベル 3	オンライン授業のみ実施
	レベル 4	全休講
<u>2. 教員の研究等活動(講演会、研究会等を含む)</u>	レベル 0	通常通り
	レベル 1	感染防止に留意して、研究活動を実施
	レベル 2	感染拡大防止措置の上、必要最小限の研究等活動の継続、講演会や研究会の開催・参加は自粛
	レベル 3	オンラインでのディスカッション推奨、在宅での研究等活動の推奨、講演会や研究会の開催・参加の禁止、濃厚接触の回避
3. 事務業務	レベル 4	原則、教員の入構禁止、講演会や研究会の開催・参加の禁止
	レベル 0	通常通り
	レベル 1	感染防止に留意して、通常通りの勤務を行う

種別	レベル	概要
	レベル 2	感染拡大防止措置の上、事務業務を行う。勤務時間・出勤日の制限
	レベル 3	出勤者数の制限、業務の一部制限
	レベル 4	大学(事務)機能維持、施設管理要員のみ出勤
<u>4. 会議</u>	レベル 0	通常通り
	レベル 1	感染防止に留意して、対面会議を実施
	レベル 2	感染拡大防止措置の上、対面会議を実施。オンライン会議を推奨
	レベル 3	陪席を含め 10 名以上の会議は、可能な限りオンライン会議へ移行
	レベル 4	オンライン会議のみ
5. 学生の入構規制(制限)	レベル 0	通常通り
	レベル 1	感染防止に努め、密閉・密集・密接にならないよう行動する
	レベル 2	感染拡大防止に最大限配慮する。学生の入構を自粛する
	レベル 3	不要不急の入構禁止。入構した場合、滞在は最短時間とする
	レベル 4	全ての学生は入構禁止
6. 課外活動(ゼミ・部活動・サークル・ボランティア活動)	レベル 0	通常通り
	レベル 1	感染拡大防止に最大限配慮した形態での活動
	レベル 2	原則、活動停止。活動状態に応じて一部の課外活動は可能。但し、時短等に配慮
	レベル 3	活動禁止、学内施設の利用禁止。
	レベル 4	全面活動禁止
<u>7. 教職員の出張・旅行等</u>	レベル 0	通常通り
	レベル 1	流行地域への出張・旅行等注意
	レベル 2	流行地域への不要不急の出張・旅行等の自粛
	レベル 3	緊急事態宣言対象地域への出張・旅行等の原則禁止。
	レベル 4	全ての移動を原則禁止

【参考】本ガイドライン策定時（改訂がある場合は改訂時）に参照した通知等

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における大学等の臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」令和2年4月7日付文部科学省高等教育局長通知
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」を受けた研究活動に係る考え方について（周知）」令和2年4月13日付文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡
- ・「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（周知）」令和2年4月17日付文部科学省高等教育局長通知
- ・「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドラン」令和2年5月14日 文部科学省